

所管部課名	商工観光部商工政策課	担当者	南 順一郎					
事務事業名	創業・新産業創出事業							
根拠法令	薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱							
補助経過年数	1年以上5年以下							
平成30年度 予算額	20,000 千円	国県支出金 千円	一般財源 20,000 千円	その他 千円	その他の内容			
	指標名		目標値		目標年度			
成果指標①	市内における創業を行った者の数		40		平成31年度			
成果指標②								
補助対象者	次の各号のいずれかに該当し、認定支援機関の支援サポートを受ける者 (1) 市内で新たに創業を予定している者で、事業を営んでいない個人が、新たに開業届けを提出し事業を営む者、若しくは会社を新たに設立し事業を開始する者 (2) 前号による創業の日から2年未満の事業者							
補助対象経費	補助対象者が実施する事業に要する経費（設立登記費用、店舗・事務所等改装経費、設備費、専門家謝金、原材料費、外注加工費、委託費、旅費、広報費、資料購入費）							
補助対象事業・活動の内容	公序良俗に問題のある事業や風営法に抵触する事業等を除く全事業							
	分類	☐ 運営補助のみ ☒ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他						
補助金額又は補助率	1／2 または 2／3							
上記項目の積算方法	予算の範囲内							
補助を受ける事業（団体）等の 過去3年間の決算状況	項目	平成27年度		平成28年度		平成29年度		
		金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	
	収入	自己資金	0		0	0.0%	0	0.0%
		会費収入				0.0%		0.0%
		事業収入				0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成				0.0%		0.0%
		市補助金			20,870,800	25.9%	16,395,300	34.1%
	支出	自己資金			59,608,605	74.1%	31,734,257	65.9%
		（前年度繰越金）				0.0%		0.0%
		計	0		80,479,405	100.0%	48,129,557	100.0%
		事業費			80,749,405	100.0%	48,129,557	100.0%
		人件費				0.0%		0.0%
		その他事務費				0.0%		0.0%
						0.0%		0.0%
						0.0%		0.0%
					0.0%		0.0%	
（翌年度繰越金）					0.0%		0.0%	
	計	0		80,749,405	100.0%	48,129,557	100.0%	
	支出計/前年度支出計					59.6%		
	自己資金/前年度自己資金							
	翌年度繰越金/市補助金			0.0%		0.0%		
	交付件数			25		21		
	成果指標の推移①			41		47		
	成果指標の推移②							
特記すべき事項等	【前回評価】 【前回評価への回答】 【事業のPR方法】広報紙、HPでの周知及び商工団体等へを通じた周知を行っている。 【費用対効果】創業支援により、雇用の創出や幅広い経済効果が見込まれる。 【補助事業以外の事業】なし 【その他】なし							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	新たな事業者が生まれることで、地域経済の活性化が図られるとともに雇用機会の拡充に寄与する。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	①に該当する。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	地域経済活性化、雇用機会の拡充に寄与する創業を行うものに対する支援であるため、補助の形が妥当である。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	あくまでも利益を追求して行う新たな事業者への支援であるため、行政が事業を行うことは考えられない。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	申請者の状況に応じて、補助率や補助上限額を定めており、妥当性を欠くものではない。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられ、かつ、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	創業時等に1回のみ利用できることとしている。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	地域経済の活性化に繋がる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	新たに創業する際の経費負担の軽減を図ることを目的とした支援であり、妥当である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	適正な運用がなされている。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	〈今後の改革の方向性〉 ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性□拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止 〈上記方向の理由〉 創業支援は国の政策とも合致しており、本市にとっても雇用の確保や経済効果が見込まれることから継続していくことが望ましいと史料する。 〈改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画〉	外部評価結果	〈視点別評価〉 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
			〈今後の改革の方向性〉 □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止
			〈まとめ〉

創業支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱（平成24年薩摩川内市告示第204号）第2条の表に掲げる創業支援事業補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業者等の要件)

第2条 創業支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる者は、別表第1項のとおりとする。ただし、市税を滞納している者及び他から同一事業に対する助成を受ける者は除く。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表第2項に掲げる事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が実施する事業に要する経費のうち、別表第3項に掲げる経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金は、別表第4項に掲げる算出方法で算出した額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

2 前項により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 住民票、または個人事業主開業届の写しまたは商業登記簿謄本
- (3) 市税の滞納のない証明書
- (4) すでに事業を営んでいるものについては、直近の決算書
- (5) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(審査)

第7条 市長は、交付の申請があったときは、薩摩川内市特定創業支援事業者審査会（以下「審査会」という。）に諮り、補助金の交付の適否及び補助金の額について審査する。

2 審査会は、申請者より申請事業内容を聴取し、交付の可否及び補助金の額等を審査する。

(実績報告)

第8条 補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 個人の場合は開業届出書、法人にあっては法人設立届出書の写し
- (2) 許認可等が必要な場合には、それを証する書類の写し
- (3) 創業に要した経費を証する書類（領収書等）の写し
- (4) 補助対象経費に対応する証拠書類
- (5) 前4号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(補助事業期間)

第9条 補助金の交付の対象となる事業を行う期間（以下「補助事業期間」という。）は、別表第5項に掲げる期間とする。

(雇用奨励金の交付申請)

第10条 雇用奨励金の交付を受けようとする者は、創業支援事業雇用奨励金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、最も遅く雇用奨励金の対象者となった日の翌日から起算して1箇月以内に、市長に提出しなければならない。

- (1) 雇用保険被保険者台帳等の写し
- (2) 市税の滞納のない証明書
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める書類

(雇用奨励金の交付決定)

第11条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、雇用奨励金を交付することが適当であると認められるときは、創業支援事業雇用奨励金交付決定書（以下「決定通知書」という。）を申請者に交付するものとする。

(雇用奨励金の請求)

第12条 前条の決定通知書を受けた者は、創業支援事業雇用奨励金交付請求書により請求しなければならない。

(効果の測定)

第13条 補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果という。）は、市内における創業を行った者の数によって測定するものとする。

(補助事業者等の責務)

第14条 補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の商工振興政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、商工観光部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、平成29年2月1日から施行する。

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 9 条関係）

1 補助対象者	次の各号のいずれかに該当し、認定支援機関の支援サポートを受ける者 (1) 市内で新たに創業を予定している者で、事業を営んでいない個人が、新たに開業届けを提出し事業を営む者、若しくは会社を新たに設立し事業を開始する者 (2) 前号による創業の日から 2 年未満の事業者
2 補助対象事業	下記の業種を除く全事業。ただし、開店時刻から午後 6 時までの営業時間が、午後 6 時から閉店時刻までの営業時間以上であること。 (1) 公序良俗に問題のある事業 (2) 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和 23 年法律第 122 号）の適用を受ける事業など） (3) 宗教活動または政治活動を目的とした事業 (4) フランチャイズ方式による事業
3 補助対象経費	次の各号のいずれかに該当する経費 (1) 設立登記費用 (2) 店舗・事務所等改装経費 (3) 設備費 (4) 専門家謝金 (5) 原材料費 (6) 外注加工費 (7) 委託費 (8) 旅費 (9) 広報費（自社で行うもの） (10) 資料購入費

4 補助率等			
	区分	補助率	補助上限額
	特定創業支援事業に参加し、薩摩川内市から証明書の発行を受けた場合	2 / 3	1 5 0 万円
	会社法に定める会社を設立し、その代表者となる場合	1 / 2	1 0 0 万円
	個人開業又は企業組合、協業組合、NPO法人等の設立を行い、その代表者となる場合	1 / 2	5 0 万円
5 補助事業期間	雇用奨励金		
	創業支援事業補助金を受けた補助対象者が、創業開始から6箇月を経過する日までに新たに雇用した者のうち、6箇月以上継続して雇用保険の被保険者となる者で、かつ本市に住所を6箇月以上有する者、1人当たり30万円（1団体3人まで）		
5 補助事業期間	交付決定日が属する年度の2月28日まで		

補助金交付先一覧

平成29年度

【単位:円】

	団体名	収入			計	支出			計	主な運営・事業内容
		市補助金	自己資金	その他		事業費	人件費	その他		
1	市内新規創業者等	16,395,300	31,734,257	0	48,129,557	48,129,557	0	0	48,129,557	
合計		16,395,300	31,734,257	0	48,129,557	48,129,557	0	0	48,129,557	